

第 2 2 回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第 2 2 回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	令和 3 年 8 月 5 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分から 1 1 時 3 0 分まで	
場所	利根町役場 4 階 4 - A 会議室	
出席者	委員	坂野委員長, 手塚副委員長, 加藤委員, 市川委員, 船川委員, 飯塚委員, 岩戸委員, 新井委員, 吉岡委員, 加川委員, 鈴木 (弘) 委員, 大越委員, 菅沼委員,
	事務局	政策企画課 川上課長、服部課長補佐, 高野政策支援員, 栗原主任, 蓮沼主任
欠席委員	寺島委員, 猪鹿月委員, 鈴木 (亜) 委員	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 協働の条文について 3 男女共同参画の条文について 4 最上位計画に基づく町政運営, 財政運営, 行政評価, 説明責任の条文について 5 次回の開催日について 6 その他 7 閉会 	
配付資料名	第 2 2 回利根町自治基本条例検討委員会 次第 資料 1 (仮称) 利根町自治基本条例 協働について (素案) 資料 2 (仮称) 利根町自治基本条例 男女共同参画について (素案) 資料 3 (仮称) 利根町自治基本条例 総合振興計画, 財政運営, 行政評価について (素案) 資料 4 自治体の公共政策—政策評価— 参考 とね魅力アップビジョン (第 5 次利根町総合振興計画) (ダイジェスト版) 参考 広報とね令和 3 年 5 月号「まちの予算」	
議事内容	次ページ以降の通り	

	<p>1 開会 (事務局が資料確認)</p>
委員長	<p>2 参加及び協働の条文について 協働の条文については、事務局と私で調整することとなっていたので、それについて事務局で説明をお願いします。</p> <p>(資料1「(仮称)利根町自治基本条例 協働について(素案)修正案」に基づき事務局より説明)</p>
委員長	<p>説明いただいた点で何か質問はあるか。既に協議は済んでいるので、基本的にはこの方向で進めさせていただくが、よろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>では、こちらで決定する。</p>
委員長	<p>3 参加・協働の条文について 男女共同参画の条文について入っていく。こちらも先ほどの協働と同様に、事務局と調整することになっていた。事務局で説明をお願いします。</p> <p>(資料2「(仮称)利根町自治基本条例 男女共同参画について(素案)」に基づき事務局より説明)</p>
委員長	<p>何か質問等はあるか。</p>
委員	<p>条例同士の関係について、項目を見ていくと、条例同士で似た項目が出てくるかと思う。今回は順番が、自治基本条例の方が後からできるわけであるが、自分たちの理解として、自治基本条例の方が全体を包括する条例になっており、それをブレイクダウンしたものがそれぞれの条例(今回であれば利根町男女共同参画推進条例)ということではよろしいか。</p>
委員長	<p>おっしゃるとおりである。まさに自治基本条例は自治体の憲法といわれるので、憲法にも個別の法律があるように、そのような関係である。</p> <p>他になければこちらで決定する。</p>
委員長	<p>4 最上位計画に基づく町政運営、財政運営、行政評価、説明責任の条文について こちらは行政の内容的な話で難しいということなので、一度事務局で案を作成していただくという話であった。その上で説明をしていただき、皆様に検討するということになっていた。行政の仕組みを皆様に理解をしていただいた上で条文を見ていただくので、事務局にて説明をお願いします。</p>

	(参考「とね魅力アップビジョン(第5次利根町総合振興計画)ダイジェスト版」に基づき、総合振興計画について事務局より説明)
委員長	何か質問等あるか。
委員	実施計画について、毎年3か年計画を見直しながらかつていくところであるが、その実施計画が完成する時期というのは毎年同じ時期なのか。
事務局	実施計画を策定する時期は、毎年予算編成前に行うので、9月か10月頃に策定している。
委員長	<p>基本構想という大きな枠があり、基本計画という取り組みがあり、さらに実施計画があるというように、細かくなっていくということである。利根町は基本構想が12年というスパンになっているが、他の自治体では10年や20年というところもある。12年というスパンのいいところは、首長の任期が4年で、3期で12年ということになるので、いい長さだと思う。基本計画は前期、後期で6年ずつに分かれている。さらに6年を3年に分けているということであった。説明の中でローリング方式という言葉がでてきたが、図が重なっていたと思う。毎年見直しをしながらぐるぐる回していくということである。ここまでで質問はあるか。なければ、次に予算の説明をしていただく。</p> <p>(参考「広報とね令和3年5月号「まちの予算」」に基づき、予算について事務局より説明)</p> <p>(参考「予算」説明用スライドを参照)</p>
委員長	<p>皆様が家計を考えるときに、予算と言うと、出る方ばかり考えると思う。しかし、予算というのはいくら入ってくるのかということも考えなくてはいけない。説明の中に歳入と歳出両方の話があったということはそういうことである。その次に、一般的には一会計年度内における財政行為の準則と言うが、これは先ほどの説明にあったように、年度単位で、1年間で終わらなくてはならない。予算というのは、4月1日から3月31日までの1年間で使い切らなくてはならないということになる。財政行為の準則と申したが、簡単に言うと、国では法律に準じたものとなっている。だから国会議員が最終的に議決する。利根町では、最終的に議員が議決する。これはまさに条例と同じ手続きを取っている。それくらい重要なものだという事である。財政に詳しい手塚副委員長から付け足すことがあればお願いしたい。</p>
副委員長	<p>資料にある、町の予算の円グラフを見ていただくと、地方交付税というのが30.7%と非常に大きな数字が出ている。この地方交付税というのは、日本全国いろんなところに住んでいて、行政サービスに格差があってはならないということで、ある一定水準の行政サービスが受けられるように、国が各自治体に送るお金ということである。その地方交付税があるから町がどうにかやっているとということである。この地方交付税はすべての市町村が受けているわけではなく、もちろん東京都内の財政</p>

が豊かなところは受けなくて済む。国からしてみれば、地方交付税や補助金を自治体に渡すことによって、地方自治体が自立性をなくし、国からもらえるからと努力をしなくなるということ、最近では地方交付税もとても減らされている。国・県からの補助金が16.8%と書いてあるが、こちらについては、例えば保育事業では公立保育園の保育士の給与や新しい建物を建てる際には、かつて補助金が出ていた。建物の基準額の2分の1が国から、4分の1が県からで、残りを各市町村が払っていたということだった。それが平成16年に三位一体改革というのがあり、そこで公立保育園に関しては、建物を建てたり、保育士の給与だったりという人件費が、国、県から一切出なくなった。廃止になって、地方交付税に算入されることになった。地方交付税と補助金の違いというのは、補助金は「これに使ってください」と、例えば「公立保育園の保育士の給与に使ってください」と決まっているが、地方交付税では何に使いなさいというわけではないので、何に使ってもいいわけである。そうすると、公立保育園の運営費に使うよりも、例えば、高齢化が進んでいるから他のことにお金を使った方がいいなど、町が決めていくわけである。そうすると、平成16年以降、公立保育園の人件費等の補助金がなくなったことにより、公立保育園をなくして、民間に委託するという市町村がとても増えた。なので、国は補助金を減らして地方交付税に算入するといっても、地方交付税自体が減っているということと、どうやって地方交付税を運用して使っていくかということが町に託されているという状態である。なので、できれば自主財源である町税が多い方が、自分たちで運営がしやすく、いろんなことが幅広くできるということなので、町としては若い働き盛りの方においてほしいとか、企業を誘致したいということになる。

委員長

予算の執行は4月1日から翌年3月31日である。3月31日までに翌年度の予算が成立しなかったり、議決しなかったりするとどうなるかということ、暫定予算というものが定められる。成立しない場合、実際に何が起こるかということ、予算が一切下りてこなくなるので、役所が動かない。もし決まらない場合は、暫定の、しばらくだけの予算を定めなくてはいけないということである。これくらい予算というものは重要なものだということをご理解いただきたい。次は行政評価について、加藤先生（委員）から説明をお願いします。

（資料4「自治体の公共政策—政策評価—」に基づき、加藤委員より説明）

委員長

行政評価というのは、行政の説明責任を果たさなければならないという点では非常に重要なものである。PDCAサイクルというものが出てきたが、経営の考え方が入っている。ここまでの、総合振興計画、予算、行政評価についてイメージをつかんでいただいたということで、実際の条文の検討に入っていきたい。事務局から条文の説明をお願いします。

（資料3「(仮称)利根町自治基本条例 総合振興計画、財政運営、行政評価について（素案）」について事務局より説明）

委員長

今までの説明で言葉や仕組みがわかったことで、条文がわかりやすくなったと思う。

	そこで、行政に関わりのある委員以外の委員で、意見を聞きたいと思う。
委員	とてもわかりやすかった。条文についても、短くまとめてあって読みやすいと思う。
委員	財政のことなどは今までよくわからなかったが、町のことが少しわかった。
委員	とてもよくわかった。この素案については、シンプルに謳っておくということが大事だと思ったので、この形でいいと思う。
委員	簡潔にまとめられていて、特に財政運営のところで、「持続可能な財政運営」と書いてあるので、いいと思った。
委員	町の歳入など今までわからなかったところがあったが、地方交付税のことなど細かく教えていただいて大変よくわかった。
委員	町長の役割が重要であるということが改めてわかった。
委員長	行政に関わりのある委員の方は、この条文について意見はあるか。
委員	いいと思う。
委員長	総合振興計画、財政運営、行政評価については、これでよろしいということで終わらせていただく。次に説明責任に入るが、加藤先生（委員）の説明にも出てきたが、説明責任は非常に重要である。これは総合振興計画のみならず、やはり行政の仕事というのは説明責任が必要だということは一般的な話である。だから、ここで特別に出ていると考えていただいてよろしいと思う。事務局からの説明をお願いします。
	（資料3「(仮称)利根町自治基本条例 総合振興計画、財政運営、行政評価について（素案）（説明責任）」について事務局より説明）
委員長	開かれた町政には、行政も住民の方にわかりやすく説明をしなくてはいけないため、こういった説明責任という項目を設けたということもある。もちろん、すべてにおいて説明責任ということは重要なので設けたということもある。いずれにしても、今後は説明責任というのはますます重要になると思うので、このように設けているという趣旨をまずご理解いただきたい。こちらについて意見、質問はあるか。
委員	町民の方にとってはわからないことが多いと思うので、すべての人に行きわたるのは難しいと思うが、行政としてそういったスタンスをとっておくべきだと思う。
委員長	わかってもらおうという姿勢が大事だということである。説明責任の条文についてはこちらで確定させていただく。

5 次回の開催日

次回の開催は9月下旬頃、詳細は後日通知となった。

6 その他

7 閉会

それでは以上を持ちまして第22回利根町自治基本条例検討委員会を終了します。お疲れ様でございました。

以上